

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分
公益社団法人土木学会	論文投稿料(構造工学論文集)	100,000		令和3年4月30日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	2021年度河川技術に関するシンポ ジウム 著者負担金	168,000		令和3年7月12日 令和3年7月30日 令和3年8月13日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	第24回橋梁等の耐震設計耐震シン ポジウム 参加費	120,000		令和3年8月6日 令和3年8月27日 令和3年9月29日		公社	国所管
公益財団法人河川財団	令和3年度河川塾受講料	140,000		令和3年7月30日		公財	国所管
公益社団法人地盤工学会	第56回地盤工学研究発表会参加 費	121,000		令和3年4月27日 令和3年8月6日		公社	国所管
公益社団法人日本下水道協会	第58回下水道研究発表会申込料 及び参加費	157,000		令和3年9月30日		公社	国所管
公益社団法人土木学会	令和3年度土木学会全国大会年次 学術講演会登録参加料	310,000		令和3年4月27日 令和3年7月26日 令和3年9月29日		公社	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。